

議案第26号

守谷市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

守谷市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年守谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
26号	1

守谷市土砂による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害の発生」を「土壌の汚染」に改める。

第3条中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改める。

第4条第1項及び第5条第2項中「災害」を「土壌汚染」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第7条の規定により定められた施行基準に違反して事業を施行している」を「施行する事業について、当該許可に係る事業区域及び周辺地域の土壌の汚染及び自然環境等の保全に関する計画に適合していない」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第11条とし、第13条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第18条中「第8条」を「第7条」に、「第11条」を「第10条」に、「災害」を「土壌汚染」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条第1号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2号中「第8条」を「第7条」に、「第11条」を「第10条」に改め、同条を第19条とする。

第21条第2号中「第13条」を「第12条」に、「第14条」を「第13条」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第4号中「第17条」を「第16条」に改め、同条を第20条とする。

第22条を第21条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等の行為については、なお従前の例による。

議案	頁数
26号	2

## 提案理由（議案第26号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、宅地造成及び特定盛土規制法の運用開始に伴い、同法と重複する災害防止目的に関する規定の削除及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の許可適用面積を引下げる改正と整合を図るために条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
26号	3

守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（以下「土地の埋立て等」という。）が環境を著しく変容させることに伴い、<u>土壌の汚染</u>を防止するため、埋立て等の行為について適正な規制を行い、自然環境、生活環境及び農業生産環境（以下「自然環境等」という。）の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、法令の規定により許可又は認可を受けた事業を除き、<u>500平方メートル以上3,000平方メートル以下</u>の土地に係る事業について適用する。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、<u>土壌汚染</u>を防止し、自然環境等を保全するため、次に掲げる十分な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の許可等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の許可に、<u>土壌汚染</u>の防止と自然環境</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（以下「土地の埋立て等」という。）が環境を著しく変容させることに伴い、<u>災害の発生</u>を防止するため、埋立て等の行為について適正な規制を行い、自然環境、生活環境及び農業生産環境（以下「自然環境等」という。）の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この条例は、法令の規定により許可又は認可を受けた事業を除き、<u>500平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>の土地に係る事業について適用する。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、<u>災害</u>を防止し、自然環境等を保全するため、次に掲げる十分な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の許可等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の許可に、<u>災害</u>の防止と自然環境</p>

26号	議案
4	页数

等を保全するため必要な条件を付することができる。  
(削除)

(監督処分)

第7条 (略)

(事業の変更)

第8条 (略)

(改善勧告)

第9条 市長は、事業主等が施行する事業について、当該許可に係る事業区域及び周辺地域の土壌の汚染及び自然環境等の保全に関する計画に適合していないと認められるときは、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第10条 (略)

(代執行)

第11条 市長は、第7条及び前条の規定による命令を受けたものが、指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべきことをなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

等を保全するため必要な条件を付することができる。

(施行基準の遵守)

第7条 事業主等は、事業を施行するに当たり、規則で定める施行基準を遵守しなければならない。

(監督処分)

第8条 (略)

(事業の変更)

第9条 (略)

(改善勧告)

第10条 市長は、事業主等が第7条の規定により定められた施行基準に違反して事業を施行していると認められるときは、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第11条 (略)

(代執行)

第12条 市長は、第8条及び前条の規定による命令を受けたものが、指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべきことをなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

26号	議案
5	页数

(事業の完了)

第12条 (略)

(報告の徴収)

第13条 (略)

(立入検査)

第14条 (略)

(土地の利用)

第15条 (略)

(標識の設置)

第16条 (略)

(違反事実の公表)

第17条 市長は、事業主等が第7条の停止命令若しくは措置命令又は第10条の改善命令に違反し、土壤汚染の防止、自然環境等を保全するうえで支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第18条 (略)

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当するものは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けなかった者
- (2) 第7条又は第10条の規定による命令に違反した

(事業の完了)

第13条 (略)

(報告の徴収)

第14条 (略)

(立入検査)

第15条 (略)

(土地の利用)

第16条 (略)

(標識の設置)

第17条 (略)

(違反事実の公表)

第18条 市長は、事業主等が第8条の停止命令若しくは措置命令又は第11条の改善命令に違反し、災害の防止、自然環境等を保全するうえで支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第19条 (略)

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当するものは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けなかった者
- (2) 第8条又は第11条の規定による命令に違反した

者  
第20条 次の各号のいずれかに該当するものは、3万円以下の罰金に処する。  
(1) (略)  
(2) 第12条又は第13条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
(3) 第14条第1項の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
(4) 第16条の規定による標識を設置しなかった者  
(両罰規定)  
第21条 (略)

者  
第21条 次の各号のいずれかに該当するものは、3万円以下の罰金に処する。  
(1) (略)  
(2) 第13条又は第14条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
(3) 第15条第1項の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
(4) 第17条の規定による標識を設置しなかった者  
(両罰規定)  
第22条 (略)

26号	議案
7	頁数